文化財だより

第 24 号

平成23年 3 月

発行　真鶴町教育委員会

特集　歴史を知る、感じる　文化財を活かす、伝える

江戸から平成へ　歴史を語る殿鐘

文化財審議委員　川口仁斉

享保十年（一七二五）瀧門寺の十二世功外満立の手により調整された如来寺の校割帳が、現在も瀧門寺に保管されております、これは町の重要文化財の指定を受けており大切に保管されているのです。

校割帳とは、寺のすべての財産を一つ一つ丁寧に書き出した現在で言う財産目録のことです。だいぶ虫食いが進んでおりますが、当時の如来寺の規模や村民の信仰の様子を知ることができる大事な歴史的資料です。校割帳についてのことは次の機会に譲りますが、この中に出てくる一つの物件が殿鐘であり、これもまた「如来寺の梵鐘」として町の重要文化財の指定を受けております。

殿鐘や梵鐘は、もともと仏教教団の生活を規制するための仏具であり、如来寺の属する曹洞宗では、大きいものを梵鐘と呼び時分を報ずるときに使われ、小さなものを殿鐘と呼び、主に法要の開始時期や所作の前後に打って、団体生活や法要が円滑に進むようにした、合図をする鳴らし物のことであります。

瀧門寺で現在使用されている殿鐘は、もともと如来寺の本堂に釣られていたものでした。明治初期に如来寺の本堂が火災に遭い消失したので、瀧門寺に掛けなおされたのです。

第二次世界大戦の状況が悪化し始めた昭和十九年頃、国家総動員法により村中の貴金属や銅製品などが強制的に拠出させられることになりました。

寺院にはそのような資源が使われているところがたくさんあったので、墓地の花立やひしゃくでさえも難を逃れることはなかったのです。村の担当者が各家や各寺院を回って拠出させました。

その時に瀧門寺の大梵鐘をはじめ殿鐘も当然運びだされたのです。

その際、拠出することを嫌がったり拒否したりすれば非国民のそしりを受けることになるので、やむを得ず従ったのでした。

如来寺の殿鐘（半鐘）も当然拠出されようとしましたが、瀧門寺の二十三代住職（筆者の父）が「この鐘には岩村にとって歴史的に重要なことが刻されているので、瀧門寺の殿

目次

特集
歴史を知る、感じる、
文化財を活かす、伝える
「江戸から平成へ
歴史を語る殿鐘」…1
文化財審議委員　川口仁斉
「維新夜明け前後の
岩村、村人の生活と想い」…3
文化財審議委員　小野間松男
「おはやしの中の小さな神様に
ついて思うこと」…5
文化財審議委員　平井義行
「文化財を現在から
未来へ引き継ぐ」…6
文化財審議委員　三木宏
平成二十二年度視察研修報告
「源氏再興の一翼を担った
三浦氏ゆかりの地を訪ねて」…7
文化財審議委員　露木万津世
平成二十二年度文化財保護事業…8

鐘は持って行ってもよいが、これは何とか残して欲しい」と懇願して危うく難を逃れたのであります。

殿鐘の池の間に彫られている文面の一部は、次の通りです。

諸行無常　是生滅法
生滅滅已　寂滅為楽
相陽之僻谷祝里歸
命山如来寺者安置於
弥陀之石像而以俚民
念讃之作善所故号
如来寺雖然報鐘未挂
似欽典所以連衆作銅
鐘懸寺前資六時也
多宝沙門随栄為之
中略
願主　鈴木金右衛門
中略
干時宝永弐　乙酉歳
霜月吉祥日
現住法屋伝生比丘代
大工小田原住
青木源左衛門
義重

この文面から如来寺に銅鐘を掛けることは、本寺である瀧門寺の十世随栄鶴順の願いでありました。

宝永二年（一七〇五）如来寺の住職であった法屋伝生のときに、主になる七人たちをはじめとして村中の人たちの協力によって鋳造されたのであります。

銘文の最初に「相陽之僻谷祝里」という文言が見られますが、多くの歴史研究者が参考にする「新編相模風土記稿」の中でいう「又祝村と記し、伊波布村と唱へしと云う。頼朝杉山の厄を遁れ、房州へ落ちんとして当所に来たり、漸く敵の逼迫を免れしかば、喜びの余り、村名に命ぜしと云う。又村内児子明神万治頃の棟札にも、土肥郷祝村と記せり」とのことなどからかって岩村が祝村と呼ばれていたことが推察できます。

銘文の最後のほうに大工小田原住の青木源左衛門とあり、このことからこの殿鐘が鋳られたのは小田原であり工房は旧町名の鍋町にあったと考えられます。

時代は下って、明治二十四年（一八九一）瀧門寺の二代目の大梵鐘を再建したときの覚書が「梵鐘再建ニ付諸入記」として残っており、これもまた町の重要文化財の指定を受けています。その記述を見ると、世話人五人と他三人さらに牛方など二～三人の人たちが岩から牛車を引いて、一晩泊って小田原まで梵鐘を求めに行ったことがわかります

小田原には戦国時代に相州鍛冶といわれる職人たちがいて刀などの武器を作っていましたが、江戸中期ごろには平和が続き、かってのような刀剣の需要は減退しました。そこで職人たちは、生活用品である鍋や釜を製造することを生業とするようになっていったのであろうと考えます。そのようなことから鍋や釜を作る職人たちの町並みを、鍋町と呼ぶようになったのでしょう。

如来寺校割帳

鍋町では梵鐘も鋳られており近隣の寺院の求めに応じていたと思われます。宝永二年の如来寺の殿鐘も、また明治二十四年の瀧門寺の大梵鐘も小田原で鋳られたもので、小田原には鋳物や金物の製作が行われていたことがわかります。現在でも半鐘や風鈴その他の鋳造作品を作る業者がいて、みやげ物店の店頭に作品が並んでいるのを目にします。

瀧門寺の初代の梵鐘は、明治初期の漁場・漁業権の争いの際、生活困窮となった村民のため換金され食料に変わったと伝承されています。

二代目の梵鐘は第二次世界大戦の折、お国のためだとして拠出されてしまったのです。よく梵鐘の中には金が含有されておりその量が多い程よい音がするなどといわれていますが、三代目の梵鐘を鋳るとき富山県の梵鐘制作会社の方に聞いたところ「そのようなことはありません」とのことでした。そもそも梵鐘の中には銅や錫のほかに不純物が多くて、良質な兵器に鋳造しなおすには大変な作業と技術が必要になるとのことでした。

さて、戦争も敗色が濃くてなって来ると、梵鐘はもちろん墓場の花立、箪笥の引手、手洗いの水入れと何でも出せという狂気が横行することになり、竹槍にて米軍の上陸を阻止しようという考えなどとともに平和が続いた現在では、想像もできません。如来寺の殿鐘は宝永二年より三百余年の長きにわたり、もろもろの災難、事件をくぐり抜けて、現在も時を報じ、法要の開始を知らせ、お葬儀のときには、死者の慰霊のため演奏をし、毎年八月十五日の正午には戦死者の慰霊と平和を願って一分間の打鐘と、十二分の使命を果たしており、長いあいだ岩の歴史を語り続けています。

維新夜明け前後の岩村、村人の生活と想い

文化財審議委員
小野間　松　男

江戸時代、県西石橋村以南の村々の生活は、半農半漁と言うよりは、半石半漁の生活・暮らしでした。

岩村にとって、それは一般的に言われる半石半漁ではなく、正徳五年（一七一五）、天保十五年（一八四四）の漁業渡世願や口上書等にも書かれている様に、石伐り渡世と漁業渡世が、その時代時代に要求され村人の生活を翻弄して来ました。

言い換えれば、都市開発期再生期には採石が要求され、落ち着くと村民の意志とは関係なく漁業就労となっていたのです。

慶応から明治初期にかけて、この転換期になりました。採石全盛の反動として大変な課題、漁業権・漁業海面・漁法の問題が乗し掛かって参りました。（現代で言えばバブルが弾けたと言うことです）その上この時代は維新前後、政変の真っ只中、国家理念が問われ激動の時代だったのです。（伝馬役・納税等の問題）

半田庄右衛門の頌徳碑を読み、素晴らしい業績に圧倒されながらも、村人の生活や想いはどうだったのか疑問に思い「岩村相続方ニ付一同連印帳」を初め前後の文書を読み調べました。（以下連印帳とする）

「連印帳」には、

当岩村の事、去る慶応三年（一八六七）十二月より、本業の石工渡世が全て中止になり、諸役（御伝馬のご用・助郷・諸税等）夥しく相続することが出来ません。その上、親・妻子を養う事すらも出来ない有り様で、余儀なく明治元年四月中より村役人を通じて、御領主様へ昔からの通り漁業の再開を嘆願致しましたが、今もってお聞届けが御座いません。此の頃は村方の者大半が玄関通し戸を閉め、村を出てしまいました。御役目の相続は益々勤められず、拠ん所無く毎夜集会を開き涙乍らに相談し、迚も村役人では行き届かないので、小前（農民・貧しい者）一同、貴殿にお願い、お頼り致します。この願い（漁業渡世再開の願い）は、どこ迄も出訴し、願意を押し通して下さい。仮令（仮に）殿様にお召上げ被るとも、元来諸役の相続を第一と考え、親・妻子代々営み度く願う為です。

村方（村民）一同は、我家の喰事（食事）は粗飯でも毎日一杯ずつ減らし、貴殿の親妻子の養育を相違なく致します。

右の様に対談申し極めました。後日の為に、左の通り連印対談書を提出します。

岩村の小前一同（村民）が石材業の不振だけでなく、維新の激動の中、生き残りを懸けた総意が読み取れます。

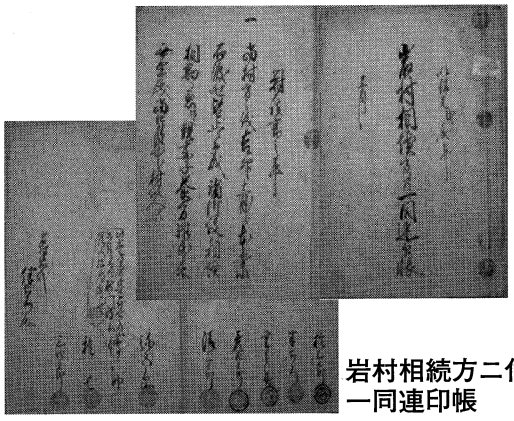

岩村相続方ニ付一同連印帳

提出された連印帳を元に、岩村役人並に惣百姓惣代（大野？）伴右衛門が**「漁業免許鑑札願」**を練り上げ、認め、組頭　半田庄右衛門が差添人と成って藩役所へ明治二年（一八六九）提出されました。

この願書を読み下していくと、細かい事が判明してきます。岩村の石高は百四拾三石（三五〇俵）余り、家数は百弐拾八軒で、取れ高が少なく家数が多かった。その為、昔の岩村は漁業を一般（中心）の渡世として相続して来ました。

治承四年（一一八〇）の秋、頼朝公合戦の折、当村の漁船に乗り房州須の崎（千葉県館山市洲崎）へ渡られました。其の時の功に依り、「海は櫓櫂の及ぶ丈、山は牛馬の通う丈何の渡世でも自由である」とのお墨付を頂きました。

小田原の古領主　北条氏直公の時このお墨付と虎の御朱印状とお引き替え下されました。お墨付きとは多少異なりますが、天正九年（一五八一）以来弐百九拾年間大切に保管所持して来ました。その為漁船三艘は諸役御免（漁業免税）になっていたのです。

徳川家が東京府（江戸）へ入城し、御本丸を築城するため御用石の伐り出しが始まり、漁師と石伐り職が入り交じって相続しました。その後、諸大名の江戸城普請が始まり、石伐り出し御用が多くなり、自然と漁業相続を怠ってしまいました。

天保年間に成りますと石伐り御用が無くなり石山は荒びれ石伐り渡世が不景気になりました。昔の様に漁業を始めさせて頂きたい。付きましては、伊豆山地先や熱海沖、その他の海面で根掛網と言う大網が新しい工夫がされ便利な網故、私共もこの大網漁業を始めさせて下さい。と出願し五ヶ年の間、日数のみ相掛り（預

け）になり、翌年に至っても決らず調べ方の不行届と思います。

幕末、明治維新の変革期以来、石渡世全て失業しました。然るに変革期以前より引き続き、道中御伝馬の御用繁く人馬での加助郷の勤めは夥しく多額に嵩み、伝馬役の相続は勿論、親妻子の養育も出来ず、年々の莫大な御伝馬役の費用も相嵩み難渋の限です。

村の者一同集会を開き相談しても稼方の手段もありません。就ては私共村人に昔の通り諸漁業・根拵網にて渡世出来れば相続が勤まります。長年休業していた場所に付き、改めて御願い済みの上、相始めたく嘆願致すよう評議致しましたが、箱根山戦争（戊辰戦争）により領主は謹慎中で拠なく嘆願を控えておりました。

王政復古、御一新でご領主の謹慎が解けましたので、村方の極難の次第を申し上げ、自村海面丈けでも（地先海面）漁業による稼働を当御役所へ嘆願することを、村方一同集会で決定しました。後段では、

(1)人馬役・雇賃金・御伝馬など多く勤まらない。

(2)明治元年（一八六八）十二月廿五日漁船年貢の上納金を金札で納入したが受け取られなかった。（金札流通）

(3)百弐拾八軒大半の退転（家出・引越し）と伝馬等の費用の増大

(4)難船・流荷物の災難と当村古来よりの仕来り（臨時入用が夥敷い）

(5)漁船年貢上納の仕来りと当村浦々の御役と昔からの諸役御免の問題

(6)漁業習慣を往古に復してほしい。

(7)地先海面（櫓櫂の及ぶ範囲）の漁業を妨げない。

等々が細々と述べられています。

さて、この直訴的な「漁業御鑑札願」が功を奏したのか、明治二年（一八六九）二月廿九日に小田原藩より西相模十ヶ村（早川より門川）が呼び出され、古来より村々海面に於て仕来りもあったろうが、御一新により其村々は地先海面利用は勝手次第（村境界内の地先海面占有利用）が認められ、岩村も中断していた地先海面利用が再開されました。

明治五年（一八七二）五月足柄県第二十一大区第六小区正副戸長より岩村に海面使用について厳重な注意が届きました。

同年五月に提出した「岩村地先海面占有漁業渡世願」には、（前文略）明治二年二月に前段の様に決定したものを同年四月廿六日自村の海面と雖も他浦の漁権があれば新漁は出来ない。入り会いも不可との通知があり、翌日には真鶴の漁船が操業し問題が発生した。

七月に訴訟箱に願い書を差入れ、七日目に二月の決定に戻して頂いた。十月に至り真鶴村より地先海面の明場の借用が出されたが、約定書の文言で一致せず実現しませんでした。

余儀なく同村の漁船を差し留めた処、真鶴と福浦が相談して当区の正副区長衆に願い出たのです。

＊後段に岩村の実情が縷々（細々と）述べられています。

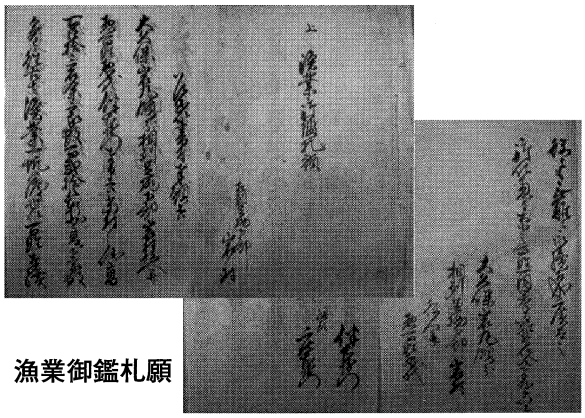

漁業御鑑札願

明治五年（一八七二）十月、十一か条の「真鶴村福浦村相掛り海面入会漁業出入追願書」が足柄裁判所に提出されました。

この追願書は、前段に真鶴・福浦の主張が、後段に岩村の反論が述べられています。（岩村の理解・解釈）

(1)相豆房総の浦々は相互に入会をして漁業を続けて来ました。…略

☆相豆房総を始め諸国の海面は沖灘の区別はないが、何れも海岸より三十六町（四千㍍）の間は地付の海面です。…略から始まり、

(2)両村の県庁への申し立て、について

(3)石橋村仏石から伊豆山芦川下までの開発と難船救助の件。

●入会海面の許可について、御一新後の決定…。

●根拵網張り立ての経緯、事情。

…等の真鶴・福浦両村の実情や岩村の反論から維新変革期の世相と生き抜こうとする熱気が感じられます。然しながら、明治八年（一八七五）十二月政府は海面の官有を宣言し、海面借区制度を発令しました。翌九年五月海面官有撤廃と朝令暮改の目紛しく変る通達に、経済的非力な漁業経営者は、焦れば焦る程、時世に翻弄され困難な道を歩んだのかもしれません。

扨、「頌徳碑」建設は、この世情の中で、漁業復権、村民の生活安定に全力を傾けた庄右衛門に対する感謝の総意と考えられます。

真鶴町役場に残る「岩村評議留」に明治五年八月十六日「借金返済の為に小前（村民）より申し出の分」は左記の通り。

郷山堅木林・沢尻杉林・三角山松林各壱ヶ所、鮑浦拾ヶ年、根拵網道具類、外に浪松（並松）山壱ヶ所、如来寺山棒杭杉林・新林八畝廿歩とあり、生活の困窮度が判ります。

＊鮑浦の貸与は別記があります。
　明治十四年（一八八一）二月二日郷中集会して相決する（前段略庄右衛門関係のみ）
(1)半田庄右衛門石碑建設する事
(1)半田右衛門老母へ十円相い与え役場に於て弐割の利に廻し盆暮に利子を渡す事、死亡の時は即刻金拾円を支払い渡す事
「岩村相続方一同連印帳」の村民一同喰う事毎日一杯ずつ減らし…の約束が思い出されます。
　頌徳碑については、文化財だより23号を参考にしてください。

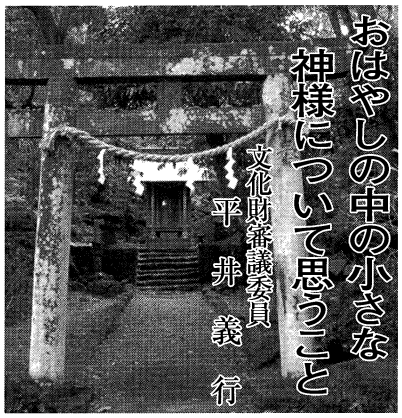

おはやしの中の小さな神様について思うこと

文化財審議委員
平井義行

　現在「真鶴半島自然公園」と呼ばれ、また町に住む人々からは「おはやし」と親しまれる真鶴岬の森林には、古くより「お山の神さん」として信仰される小さな社がある。境内地は楠の木々に鬱蒼と囲まれた、真昼においてもひんやりとした冷気の満ちる場所で、正面に海を、背後に山を有する。古来より石材関係者からは石工の神・石丁場の神として、また漁業関係者からは大漁と航海安全の神として信仰されてきた。しかし、この社についてはその崇敬の根強さの一方で、不明な点も数多く存在している。
　まず創立年代についてだが、平成十八年（二〇〇六）に修復される以前の社殿については明確な記録が残されておらず、境内地に有する鳥居に慶応三年（一八六七）寄進の銘が確認されるものの、いつ頃から信仰が存在したのか、その時期や由来については確認する事が出来ない。また、その御祭神についても文書類等の記録が存在せず、明確でない。しかし、「お山の神さん」は古くから漁労民に船玉龍神社（貴船神社境内社）の奥ノ宮として信仰されており、また当神社先代宮司平井大海の記録（『足柄下郡神社誌』）には、様々な変遷の後明治八年（一八七五）に「お山の神さん」より分祀し、貴船神社の境内に山神社を創建した事、山神社にはオオヤマツミ（山の神）が、船玉龍神社にはオオワダツミ（海の神）とタカオカミ（水の神）が、それぞれお祀りされている由の記述が見られる事からは、「お山の神さん」は両社の元宮として山海（水）神を合祀する社であり、この社が石材業や漁業といった真鶴の労働生活から形成された民間信仰であった事を推測出来る。なるほど、「お山の神さん」の鳥居から調度対岸に仰ぎ見る事が出来る大山には、オオヤマツミとタカオカミが祭られる大山阿扶利神社が鎮座し、真鶴一帯には大山に対する信仰のある事を考え合わせるのならば、社殿や祭神の由縁には、あるいはそうした事が関係したかもしれない。いずれにせよ、山と海という一見相対するものの様に感ぜられる価値観は、真鶴においては漁業と石材業という二つの主要産業を有した事によって、矛盾する事なく信仰されたのであろう。

大山阿扶利神社

　石材業は山から岩を切り出す産業であり、良質な岩石は文字通り山の恵みそのものであった。切り出された岩の運送や輸出には、船と海を用いなければならなかった為に、石丁場は基本的に海岸の近くに設けられた。「おはやし」の付近、琴ヶ浜沿岸には、現在も石丁場が存在している。また、「おはやし」は漁業関係者にとっても意味深い場所だ。それは、「おはやし」をして「魚付林」と称す言葉の中に表れている。生育した木々は海面に深い影をつくり、豊かな山は栄養分を含む地下水を海に流す事から、そこには魚にとって住み良い環境が生まれるという訳だ。漁師にとって神聖視された「魚付林」は、山が魚を生み、山が魚を育むという、美しい自然の調和した関係性を含意している。
　ところで、ここに我々は、「山と海に循環される繁栄」という一つの円環的な構造を見るだろう。石材業にせよ漁業にせよ、真鶴においては、山に生じた恵みは海を通して富となり戻ってくる。それらに共通するのは、「港(海)を中心に循環する時間」という構造であり、「山と海に循環される繁栄は港を中心に行われる」という、輸出入に経済的繁栄をみた真鶴の「港町」としての性格と、その固有の産業の性格に由来した世界観であったという事が出来る。かつて「お山の神さん」の背後には灯明台が存在し、それは半島が植林される以前には、海をいく人々の道標となった筈だ。今は魚付林の中に埋もれ、訪ねる人も少ないが、その光は今も真

鶴の原風景として、生活の中に息づいている。町民に「お山の神さん」と愛された信仰には、真鶴という土地と、その産業の背景に、山と海、海と山というものの密接な結びつき見た人々の、豊穣な祈りのかたちを見る事ができるのかもしれない。

文化財を現在から未来へ引き継ぐ

文化財審議委員
三木　宏

平成二十年、私が文化財審議委員として参加した初めての会議で、真鶴町重要文化財指定物件候補の審議が行われました。幕末期に幕府の命で小田原藩が築いた真鶴岬の砲台跡も候補としてあげられましたが、残念ながら後世の岬の開発により礎石数個の確認のみでは指定は難しいとの結論に達しました。

ともあれ、真鶴岬の砲台は幕末期の海防に重要な役割を担ったのは事実であり、嘉永三年（一八五〇）老中・阿部正信への報告に作成された「近海見分之図」（神奈川県立歴史博物館所蔵）にも描かれていますし、「大久保氏高帳　領内諸書留」には、先端の幅十四間（約二十五・二㍍）、後方幅十八間（約三十二・四㍍）、長さ二十余間（約三十六㍍余）、であり、波打ち際から十丈余（約三十㍍余）の高台に位置していたと記されています。

この真鶴岬の砲台に関しましては、私の高校時代の恩師でもある、亡くなられた遠藤勢津夫先生が真鶴町の教育長として活躍されていた平成十年に、次年度に開催予定の神奈川県公立中学校社会科研究大会・足柄下大会の発表に向けて、歴史的分野の地元関連史料への助言をいただきに伺った折に、前出の「近海見分之図」の存在と、遠藤先生の教え子である、神奈川県立歴史博物館の鳥居和郎主任学芸員（現企画普及課長）を紹介され、「近海見分之図」の撮影等に鳥居先生にご尽力いただきましたことを懐かしく思い出しました。

研究大会に先駆けて、授業改善の工夫とそのための資料づくりを行いましたが、幕末期の歴史を単に施政者の政策の事実としてのみ教えるのではなく、地域生活者の生活に根差した文化である石材業や海運業の地場産業の観点からや、時代の政治や社会の動き、地理的条件や身近な地域の歴史・経済とも関連づけて指導することに力点をおきました。

とかく歴史は、施政者の立場や時代によってさまざまに説明されるため、歴史の証拠を残すことが大切であると考えます。また、地域などの社会集団で、自分たちの主体性や個性を保ち確認していくためには、地域社会の歴史を知ることが不可欠であるとも考えます。

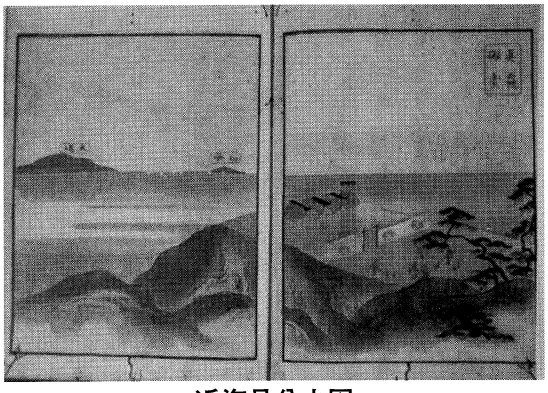
近海見分之図

資料作成にあたり、いろいろな史料を調べる中で、幕末の混乱期にあって、したたかに生きる庶民の生活を垣間見ることができました。私なりに平易に解釈しますと、次のような当時の政治と経済が浮き彫りになるかと思います。

今で云う裁判記録によると、幕府公認のブランド品である真鶴産の石材が、江戸の石材問屋で真鶴産と称して豆州産の石材が販売されているので、これは公認のブランド品として税金を納めている真鶴の石材組合としては許せない行為である、ぜひ罰してほしいという趣旨のものであります。

ところが驚くことに、幕府の回答は、偽ブランド生産者である豆州の石材業者を罰するどころか、新たに公認し増産をも奨励しているのです。これは、幕末期の海防政策を推進するにあって、用材としての石材需要の拡大に伴い、市場における品不足を解決するため、需要と供給のバランスを改善する政策がとられたのではないかと想像できます。事実、明治期の近代化政策の中で、これらの産地の石材が用材として数多く使用されています。

時代を遡れば、これらは江戸時代初期に幕府の命により、外様の諸大名が開発していった石材産地であり、当時の江戸城築城に伴い、生産地として経済的潤いをもった後、長い太平の時代に需要の低下から衰退した石材業でありましたが、再び幕末期に、当時の政策から経済の活性化をみることになりました。

真鶴が石材産出に沸いた当時に築かれた、浜川砲台跡（品川区東大井）を一例としてあげますと、次のような時代背景があります。

坂本龍馬が江戸に剣術修行で来たとき、ペリー率いる黒船来航により、かつて海岸線だった現在の勝島運河付近の護岸警備を土佐藩が幕府より命じられ、坂本龍馬もこの警備を担ったと云われています。立会川が勝島運河に合流するあたりに近年発掘された砲台の基礎石が展示されてい

ます。

また、京急線立会川駅周辺は、かつて土佐藩下屋敷が広がっていました。黒船来航は当時にとっては大事件であり、それを目の当たりにした坂本龍馬にも衝撃を与え、後の行動に大きく影響を与えたと云われています。浜川砲台跡のように、歴史的背景が明確であれば、文化財としての価値は十分にあると考えます。

現在、いわゆる「歴史ブーム」や「戦国ブーム」には止まる気配がありません。『もういちど読む山川日本史』(山川出版社)が売れに売れ、お盆には歴史上の人物の墓を訪ね歩く「墓マイラー」なる層も出現していると聞きます。

幕末期を題材としたことで、まさに広義で真鶴にも関わりがあるかと思いますが、平成二十年(二〇〇八)にNHK大河ドラマ『篤姫』が放送され、女性の支持を背景に高視聴率となりました。この頃に生まれた歴史好き、あるいは歴史通の女性を指す造語の「歴女(レキジョ)」という言葉は、今では流行語を超えて、すっかり定着した感すらあります。

歴史学に携わる女性や歴史を題材にした文学を嗜好する女性、歴史的観光地を訪問することが好きな女性はかねてからいましたが、歴史上の人物、特に武将を「萌え」の対象とする女性が新たに見られるようになりました。これも時代の変遷であると考えます。

当初は、経済波及効果も限られると考えられていましたが、好みの歴史上の人物の関連地とあらば「巡礼」し、さらに客単価の大きい彼女らの消費意欲は、デフレ経済や消費不況で疲弊した地方にとっては、産業活性化の起爆剤とみなされ、地方自治体からも注目されるようになったと聞き及んでいます。

以前にも文化財保護の観点で書いたことがありますが、安易な商業主義による、文化財の価値の切り売り的な活用ではなく、その時代の文化の有様を物語る動産や不動産、またこれらが構成する空間である文化財への理解と愛着、地域の活性化、地域への愛着の増進、住民参画のまちづくり自治の実現が、文化財の活用の目的と効果としてあげられます。

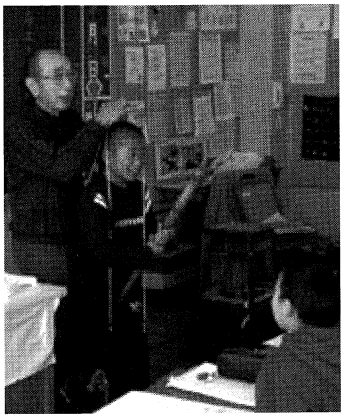

歴史を次世代へ伝える様子
学校支援ボランティア
「真鶴の石の歴史を学ぶ」

平成22年度視察研修報告
源氏再興の一翼を担った三浦氏ゆかりの地を訪ねて

文化財審議委員
露木　万津世

治承四年(一一八〇)、以仁王の令旨により全国各地の源氏に先駆けて挙兵した源頼朝が、石橋山の合戦に敗れた一因に、頼みにしていた三浦一族が折からの大雨による丸子河(酒匂川)の氾濫により駆けつけることができなかったことが挙げられます。今年度の視察研修では、この三浦一族ゆかりの地・横須賀市衣笠を訪ねました。

天候にも恵まれ、私たちを乗せた車は国道134号線を進み、約一時間半後に横須賀市自然・人文博物館に到着しました。博物館には、国・県・市指定の重要文化財2,000点余の漁撈用具が収められているとのことでしたが、全品が公開されるのは年四日間の特別展時のみで、一般公開されているのは、アミ船、大イケス、タコつぼなど100点余だけでした。残念ではありましたが、博物館のご厚意により全漁撈用具の写真、用途の説明が掲載された資料集5冊をご恵贈いただきました。今後、当町の漁業史をひも解く上で、大変貴重な資料になると考えています。

続いて衣笠山公園を訪ねました。ここは三浦一族を率いていた三浦大介義明が石橋山での頼朝の敗報を受け、兵を引き上げた際に、当時まだ平家方の大庭景親に従っていた畠山重忠に攻められ、一族を頼朝と合流させるため、居城であった衣笠城を枕に、自らが盾となって壮絶な最期を遂げた場所です。

「吾妻鏡」に「義明云く、吾源家累代の家人として、幸いその貴種再興の代に逢うなり。盍ぞこれを喜ばざらんや。保つ所すでに八旬有余なり。余算を計るに幾ばくならず。今老命を武衛に投げ、子孫の勲功に募らんと欲す。汝等急ぎ退去して、彼の存亡を尋ね奉るべし。」とあるように、畠山軍に攻められたことによって敗戦が確実になったとき、高齢であった義明は子の義澄らに対し、逃れて頼朝に従うことを諭し、自らは城に残り自刃しました(衣笠合戦)。

脱出した義澄らは海路で三浦氏の勢力が及んでいた安房へ向かい、頼朝と合流することに成功します。この後の源氏の反転攻勢と平氏の凋落は、衣笠合戦の際に三浦一族を完全に滅ぼすことができなかったことに起因するといっても過言ではないように思います。標高130m余の衣笠山から横須賀の市街地や東京湾、さらには遠くに見える房総半島を眺めた

とき、義明も同じような景色を見ながら、自らの命を犠牲にして息子らを生死も分からぬ頼朝と合流させることに一縷の望みをかけた心情や、仮にこの地で三浦一族が全滅したとしたら、頼朝による鎌倉幕府創設はあったのだろうか、また創設されたとしてももっと時間がかかったのではないか等を想像すると、歴史のロマンを感じ、次から次へと興味が湧いてきました。

次に三浦一族ゆかりの満昌寺を訪ねました。満昌寺は頼朝が義明の追善のために建立した寺で、頼朝は自ら詣で義明の十七回忌法要を営み、義明が「心の中ではまだ生きている」と遺族に語ったことから「鶴は千年、亀は万年、三浦大介百六つ」の囃し言葉は、このことから広まったと住職さんからお聞きしました。(義明は89歳で死去、17年を足して106歳)

また、本堂背後の収蔵庫に安置されている国指定重要文化財の三浦義明坐像を拝観させていただきました。像は寄木造で80kgあり、威風堂々とした力量感溢れるものでした。さらには「義明の首塚」と伝えられる市指定史跡「三浦義明廟所」を訪れました。ここでは、方篋印塔及び五輪塔が酸性雨の被害により腐食が進んでいたことから、石材を固くする特殊薬品を塗り、その上からコーティングを施工したとのお話をお聞きすることができ、文化財保護の観点から非常に参考になりました。

満昌寺にて

続いて訪れたのは、佐原義連(義明の末子)が建立した満願寺です。義連は一の谷の合戦の鵯越の逆落しで一番乗りを果たした武将で、義経追討の奥州征伐での多大な功績により会津の地を与えられ、一族は芦名氏を名乗り、鶴ヶ城を築城したことから、横須賀市と会津若松市は友好都市となっているとのことでした。収蔵庫には国指定重要文化財の木造菩薩立像(義連が運慶に自分の姿を彫らせたと伝えられている)と木造地蔵菩薩立像が安置されており、二体ともに2mを超える鎌倉武士が好みそうな重厚な造りで、友好都市の会津若松市から毎年多くの方々が、文化交流を兼ねて拝観に来られるとのことでした。当町も頼朝伝説に関連する自治体と連携することで文化財の活用が図れるのではないかと感じました。

最後に国指定重要文化財で、運慶の真作とされる阿弥陀三尊像、不動明王像、毘沙門天像などを有する浄楽寺を訪ねました。寺の開基は和田義盛(義明の孫)で、阿弥陀三尊像の発願は、同じく運慶の真作である阿弥陀如来坐像が安置されている願成就院(伊豆の国市)を建立した北条時政への対抗心からといわれています。不動明王像及び毘沙門天像は金沢文庫で開催されている「運慶展」に出品中で拝観することはできませんでしたが、収蔵庫の中央に鎮座する阿弥陀三尊像は3m近い巨像で、言葉も出ないくらい圧倒されました。

今回の研修では、当町に伝わる頼朝伝説への理解を深める目的で、三浦一族ゆかりの地を訪ねましたが、歴史の再発見、文化財の保存・活用といった部分で新しい発見ができ、有益な研修となりました。機会があれば、一つの歴史を辿り、色々な想像を膨らませることができる小旅行に出かけてみてはいかがでしょうか。

平成二十二年度文化財保護事業

◎文化財広報啓発事業
- 文化財だより第二十四号発行
- 町民センター・民俗資料館展示事業
  各施設での企画展示を実施

◎文化財審議委員調査研究事業
一月二十五日、三浦一族ゆかりの地(横須賀市)の視察研修を実施

伝三浦義明廟所(満昌寺)

◎文化財審議委員協力事業
- 教養講座くすのきゼミ
  『真鶴再発見』
  ~第十三次指定から学ぶ古文書入門編~
  十一月二十一日
  「幕末維新夜明け前後と
  岩村村人の生活と想い」
- 真鶴町学校支援ボランティア
  まなづる小学校四年
  社会科地域学習
  一月二十一日
  ~「真鶴の石の歴史を学ぶ」~